



環境省説明資料

2026年 3月25日

環境省



(環境影響評価法関連)

- 法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模の見直し等について検討を行うため、令和8年1月に「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」を設置。これまでに計3回開催し、計7団体からヒアリングを実施しながら、議論を進めている。

(種の保存法関連)

- 種の保存法の施行状況の検討・評価の結果を踏まえ、「種の保存法の在り方検討会」を設置し、希少種の生息・生育地の保全と再生可能エネルギーの導入をめぐる課題についても論点の一つとして検討中。必要に応じて制度改正を検討。

(自然公園法関連)

- 釧路湿原周辺の湿地環境及び景観等の保全の強化を図るため、釧路湿原国立公園の公園区域の拡張に向けて、関係自治体や関係機関等との調整を進めているところ。

(地球温暖化対策法関連)

- 自治体による促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組の支援の実施。
- 自治体による再エネ促進区域の設定に向けた伴走支援の実施、優良事例の展開やマニュアルへの反映、区域内での事業創出に向けた理解醸成等の支援を実施。

(次世代型太陽電池の開発・導入の強化)

- ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業を令和7年度に開始し、5件採択した（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金）。
- 政府部門におけるペロブスカイト太陽電池の導入目標の策定に向けてポテンシャル調査を実施（令和8年夏頃に策定予定）。

(環境配慮契約法基本方針関連)

- 国等による再エネ電気の調達に際して、地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける旨を基本方針に規定。

(環境影響評価法関連)

太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会

1. 背景

「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ（令和7年12月23日大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定）」において、**環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直す**こととされた。

また、令和7年3月に中央環境審議会からなされた答申において、**風力発電事業について、現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保の必要性**が述べられている。

2. 主な議論の内容

1. 太陽光発電事業

- 法に基づくアセス対象規模の見直しについて
- 第2種事業（アセスの必要性を個別判断）の判定基準について

2. 風力発電事業

- 現行の法対象規模（3.75万kW以上）を下回る事業の環境配慮の確保について

3. 開催実績

第1回
(R8/1/26)

経緯、論点等について議論
関係団体※へのヒアリング
※日本自然保護協会、日本野鳥の会、太陽光発電協会

第2回
(R8/2/20)

関係団体※へのヒアリング
※日本風力発電協会、再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、
日本環境アセスメント協会

第3回
(R8/3/23)

関係団体※へのヒアリング
第1回・第2回を踏まえて議論
※全国知事会

- ✓ 「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」において、「次期通常国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定」と記載。

<種の保存法の在り方検討会の設置>

内容

- ・種の保存法の前回改正から5年が経過したことを受けて、R5～R7年度前半までに行った「法律の施行状況評価」の結果を踏まえ、今後の課題解決の方向性をより詳細に検討する「在り方検討会」を、昨年10月に設置。
- ・検討会では、希少種の生息・生育地の保全と再生可能エネルギーの導入をめぐる課題についても、論点の一つとして検討。

スケジュール

R7.10.14 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会(第1回)
以降、R8年度前半にかけて計6回程度開催予定

R8年夏頃 報告書の取りまとめ

⇒ 検討会の取りまとめ結果を踏まえ、必要に応じて制度改正を検討

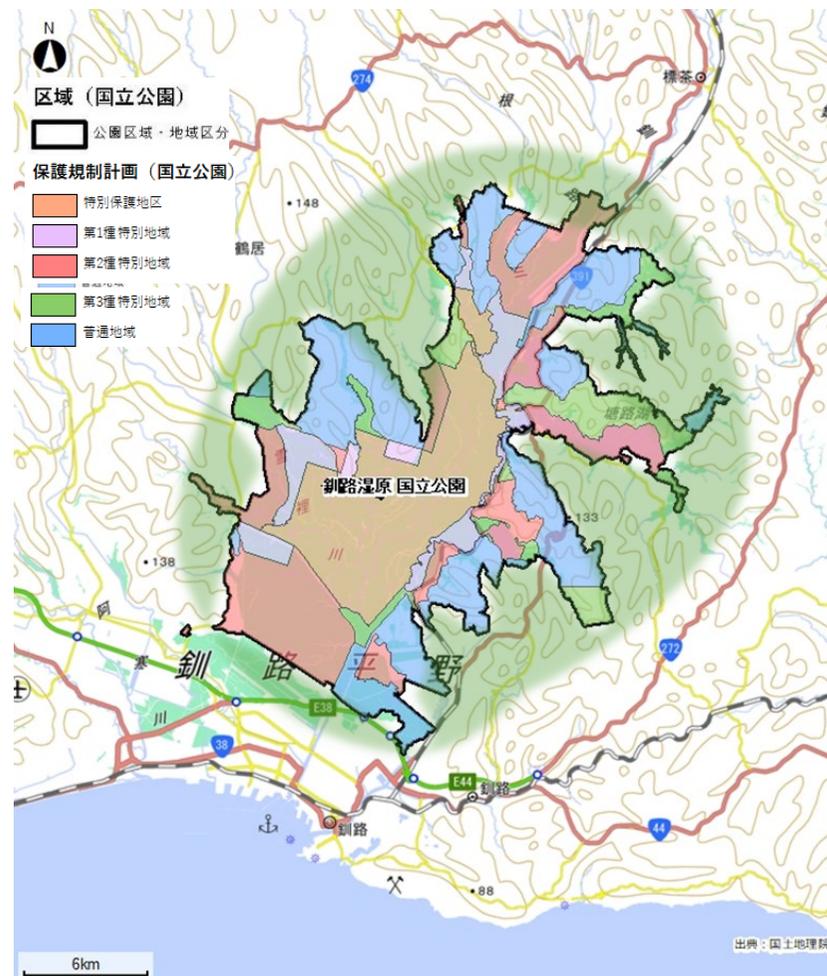
【取組内容】

釧路湿原周辺の湿地環境及び景観等の保全の強化を図るため、釧路湿原国立公園の公園区域の拡張に向けて、関係自治体や関係機関等との調整を進めているところ。

※なお、拡張した場合においても、今回の北斗地区における工事など既着手行為を規制することはできない。

【スケジュール】

令和8年度中の拡張を目指す。



(参考) 釧路湿原国立公園の概要

～日本最大の湿原と壮大な蛇行河川、それを育む森～

北海道東部を流れる釧路川とその支流を抱く日本最大の湿原とこれを取り囲む丘陵地からなる。手つかずの広大な水平的景観が特徴。また、タンチョウをはじめ多くの動植物の貴重な生息地となっている。

指定年月日：昭和62年7月31日

特別保護地区	特別地域			普通地域	公園面積
	第1種	第2種	第3種		
6,490 ha	2,321 ha	7,663 ha	3,303 ha	9,011 ha	28,788 ha

< 制度 >

- 地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県・市町村が**地域関係者と合意形成**を図りながら、**自然保護区その他の考慮すべき区域を除外**※1したエリアから**再エネを促進する区域(=「促進区域」)**を設定※2。同区域内で、**都道府県・市町村の認定**を受けて実施される再エネ事業(地域脱炭素化促進事業)は、**環境アセスの配慮書省略や森林法等のワンストップ手続**といった**各種法令における手続の特例の対象**となる。

※1 国の基準による除外すべき区域：国立公園特別保護地区、自然環境保全地域、生息地等保護区のうち管理地区 等

都道府県の基準による除外すべき区域の例：世界自然遺産、ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、保護林、緑の回廊 等

※2 令和7年4月より、都道府県及び市町村が共同して促進区域を定めることができることとした。(以前は市町村単独での設定のみ)

< 今後の取組 >

- 令和3年度より継続して、**自治体による促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組の支援**※3を実施。

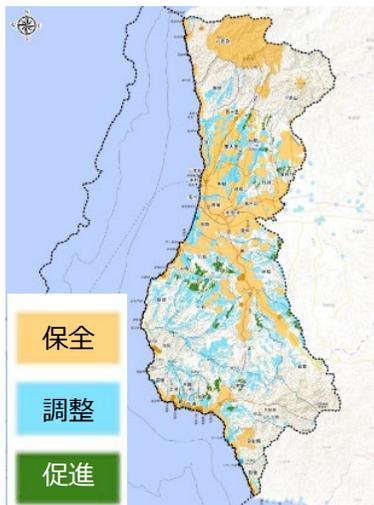
※3 地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成に係る費用の3/4(上限2,500万円)を補助。令和7年度補正予算でも太陽光発電を含め措置。

- 促進区域の設定※4等に向けて、特に**陸上風力発電について、資源エネルギー庁と連携して、伴走支援等の実施**※5や**税制措置を講じる**。

※4 令和7年12月末現在、全国で70市町村(うち、風力は7)が設定済み。

※5 令和7年7月より、環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室の下に「再生可能エネルギー促進区域推進室」を設置。

- **優良事例の展開やマニュアルへの反映、区域内での事業創出に向けた理解醸成等の支援**(次ページ参照)を実施。

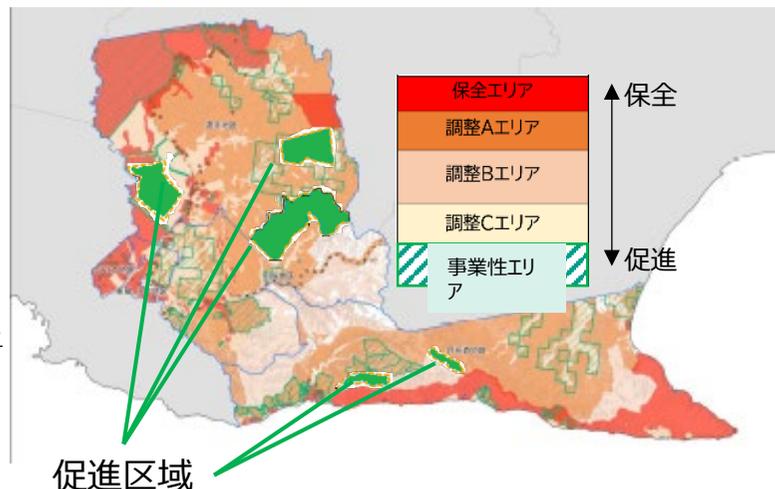


◁陸上風力発電ゾーニングマップ(北海道せたな町)

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ(令和5年2月 せたな町)

太陽光発電ゾーニングマップ(北海道釧路町)▷

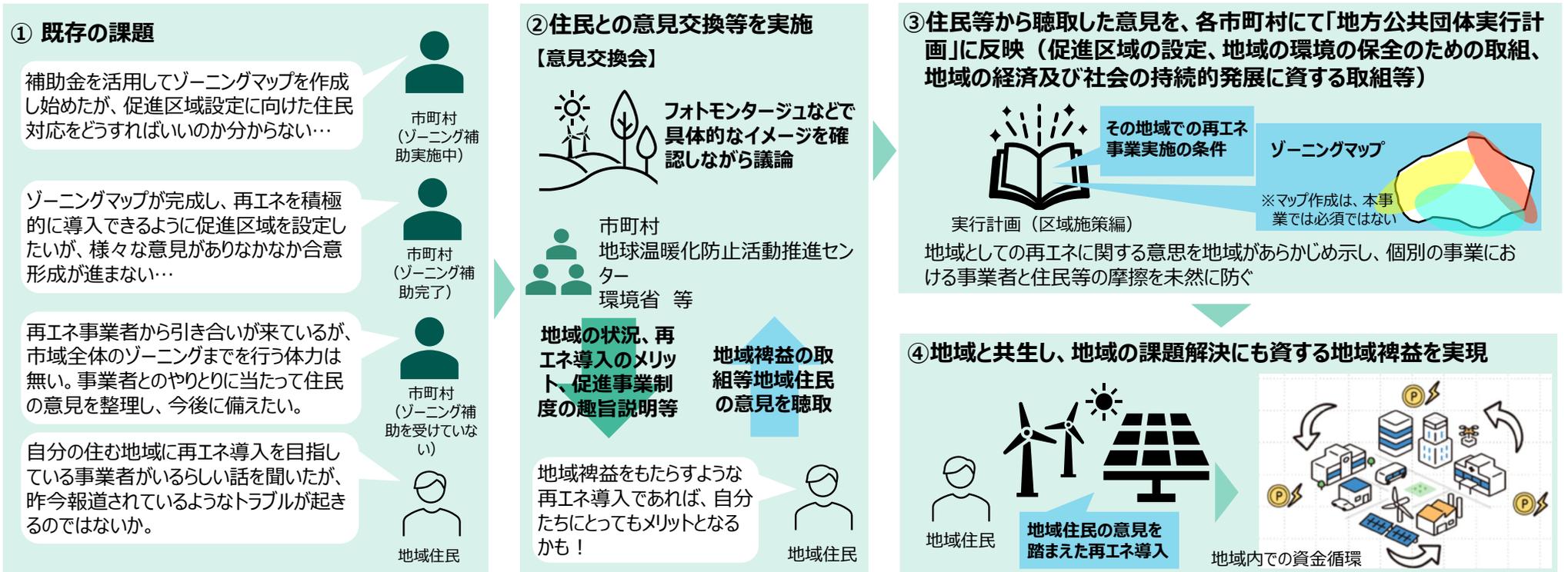
出典：令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)完了実績報告書(令和6年3月 釧路町)



(地球温暖化対策法関連) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

- 地域共生型の再エネ導入を進めるためには、**地域からの側の「先手」を打った対応**が必要。
- 「先手」としては、**技術的なマップづくりを伴うゾーニング**（補助で支援実施中）と、**地域における理解醸成**との両面から進める必要がある。
- 本事業では、後者に関し、**住民等の関係者に、地域の自然的社会的状況、再エネ導入ポテンシャル、再エネ導入のメリット等を説明するとともに、再エネの導入がなされる場合にはどのような条件を地域として望むか（地域裨益の取組、促進区域の範囲等）を聴取し、意見交換を行う**ことを想定（実際の事業内容は、実施市町村の状況・意向を踏まえて設定）。

【事業内容のイメージ（例）】



(次世代型太陽電池の開発・導入の強化) ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向けて

■ 2024年11月にとりまとめられた次世代型太陽電池戦略に基づき、環境省では、経済産業省と連携しながら「**需要創出**」に向けた以下の2つの取組を進めていく。

- ① **政府が保有する建築物等への率先導入**や、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえた**導入目標等の検討**（今後、**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**において議論開始予定）
- ② 地方自治体を含む**需要家向け導入支援事業**

生産体制整備	需要創出	量産技術の確立
<ul style="list-style-type: none"> ✓ GXサプライチェーン構築支援補助金も活用し、2030年までの早期にGW級の生産体制構築を目指す。 ✓ 早期に国内市場の立ち上げ（一部事業者は今年度から事業化開始予定）。 ✓ 様々な設置形態に関する実証を進め、施工方法を確立。ガイドライン策定も検討着手。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2040年には約20GW導入を目指す。 ✓ 先行的に導入に取り組む重点分野（施工の横展開可能、追加的導入、自家消費率高）へ2025年度から導入補助により投資予見性の確保。 ✓ 政府機関・地方自治体や環境価値を重視する民間企業が初期需要を牽引。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GI基金を活用し、2025年20円/kWh、2030年14円/kWhが可能となる技術を確立。2040年に自立化可能な発電コスト10円（※）～14円/kWh以下の水準を目指す。 <small>（※）研究開発の進展等により大幅なコスト低減をする場合</small> ✓ 既存シリコン太陽電池のリプレース需要を視野に入れ、タンデム型の開発を加速。

産業競争力の実現	海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ✓ サプライチェーンの中で特に重要なものは、国内で強靱な生産体制を確立、世界への展開を念頭に様々な主体を巻き込む。 ✓ 特許とブラックボックス化した全体の製造プロセスを最適に組み合わせ、サプライチェーン全体で、製造装置を含め技術・人材の両面から戦略的に知的財産を管理。 ✓ フィルム型は、製造～リサイクルまでのライフサイクル全体での付加価値を競争力につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際標準策定での連携が見込める高度研究機関を有する国（米・独・伊・豪など）や早期に市場立ち上げが期待できる国から順次展開。 ✓ 次世代型太陽電池の信頼性評価等に関する国際標準の早期策定。 ✓ 同志国とともに価格によらない要素（脱炭素、安定供給、資源循環等）を適切に反映していく仕組みを構築。

(次世代型太陽電池の開発・導入の強化) 需要家向け導入支援事業

環境省では、地方公共団体や民間事業者等を対象として、軽量・柔軟なペロブスカイト太陽電池の導入支援事業の公募を開始しました。

1. 事業の目的

軽量・柔軟という特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池では設置が困難だった場所へも設置可能であり、その国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、脱炭素化と同時に産業競争力強化やGX市場創造を図ります。

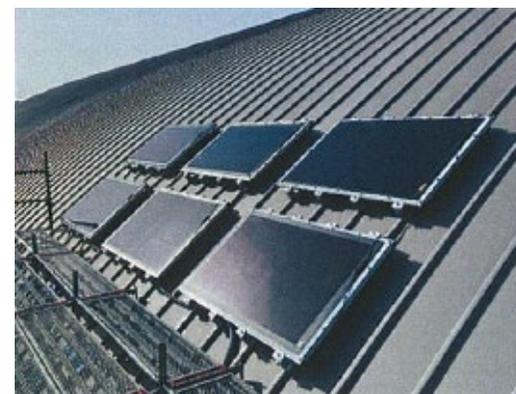
2. 事業の内容

- ・対象設備：性能基準を満たすフィルム型ペロブスカイト太陽電池
- ・対象者：地方公共団体、民間事業者・団体
- ・事業要件：従来の太陽電池では設置が困難であった場所に設置することなど
 - ・耐荷重が10kg/m²以下相当であること
 - ・1施設あたりの発電容量が5kW以上であること
 - ・自家消費率が50%以上であること等
- ・補助率：2/3（避難施設、サプライチェーンの脱炭素化など政策誘導効果の高いものについては3/4）、上限10億円

3. 採択実績について

- ・これまで3回の公募を実施し、5件を採択済（滋賀県、福岡県、さいたま市、福岡市、西日本高速道路株式会社）
- ・いずれも公共施設等の耐荷重性の低い屋根に設置し、発電した電力を自家消費するもの。

ペロブスカイト太陽電池の導入事例



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

(環境配慮契約法基本方針関連) 環境配慮契約法基本方針改定の概要

- 国や独立行政法人等における電力供給契約については、環境配慮契約法に基づき、環境負荷の低減に配慮した契約をすることとされている。
- 本年3月13日の閣議決定において、電気供給契約において**総合評価落札方式が導入**されるとともに、**地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける**旨を基本方針に規定。入札参加者の資格として、供給する電気及び環境価値の由来となる発電施設の情報提出、当該発電施設を設置又は運転する事業者が関連法令に違反していないこと等を規定する契約書類のひな型を環境省HPで公開。
- さらに、総合評価落札方式において、地域共生型の再エネや追加性のある再エネの調達を行う小売電気事業者を加点評価する。

電気供給契約の総合評価落札方式における評価項目

$$\text{総合評価点} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{価格}$$

	評価項目	配点例
標準点	二酸化炭素排出係数	100点
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数 (事業者全体)	20点
	調達電力の再エネ割合	10点
	再エネ導入率 (事業者全体の評価)	5点
	未利用エネルギーの活用状況 (事業者全体の評価)	5点
	追加性のある再エネ (調達電力の評価)	5点
	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組 (事業者全体または調達電力の評価)	5点

これまでの裾切り方式における評価項目

【必須項目】

- ① 二酸化炭素排出係数 (70点)
- ② 未利用エネルギーの活用状況 (10点)
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況 (20点)

【加点項目】

- ④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
地域における再エネの創出・利用の取組 (5点)

+

≥ 70点※

※70点以上の事業者に入札参加資格を与える。入札参加資格を得た事業者の中で最も安価な者と契約する。

環境配慮契約法(抄)

(附則)

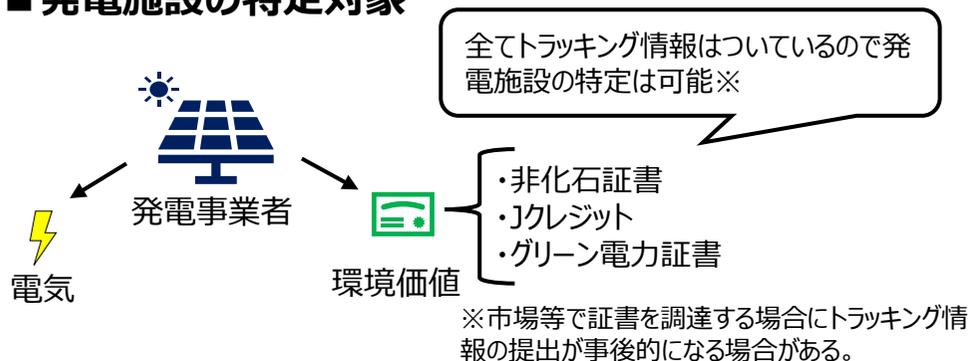
3 政府は、国及び独立行政法人等が締結する電気の供給を受ける契約における電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況(次項において「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。)を総合的に評価して落札者を決定する方式等について、電気事業者の温室効果ガス等の排出の削減等のための技術開発及び電源構成の変更に相当の期間を要すること等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

スケジュール

2027年度分の電気契約から総合評価落札方式を導入予定 10

- **入札資格**：①契約に基づき供給する(した)電気及び環境価値(又は環境価値のみ)に係る発電施設・発電事業者等の情報を提出し、かつ、②関係法令に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値(又は環境価値のみ)を供給しないことを誓約書によって約束すること
- **加点要素(総合評価)**：調達者(国)が指定する地域内で発電又は発行された電気・環境価値を提供できること。
- **是正措置**：小売電気事業者に対する是正措置義務(違法な事業者に由来する電気・環境価値の供給をやめる義務)

■ 発電施設の特定対象



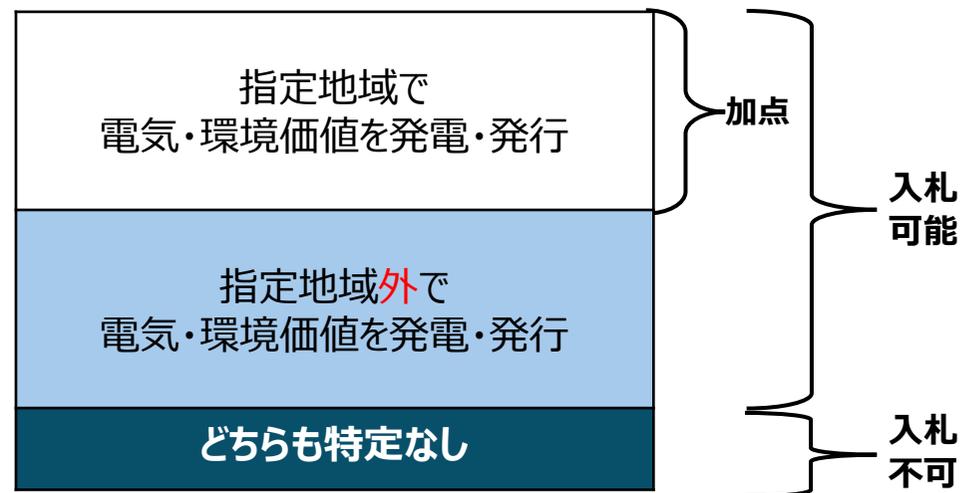
■ 関係法令

関係法令とは、**事業計画策定ガイドライン**※で示される**主な関係法令リストに記載の法令**をいう。

※「事業計画策定ガイドライン」(2025年4月改訂資源エネルギー庁)
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

また、太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧として、関係法令や条例をまとめてHPに掲載している都道府県もあり、参照することができる。

■ 入札可能な範囲・加点対象



指定地域：調達者(国)が仕様書等で示す地域。地域脱炭素化促進事業認定制度の認定事業や、官庁施設の所在地域もしくは再エネ連携協定先の地域等が考えられる。